

新しい薬学をめざして

Vol.41 No.6
2012.8.1

発行 新薬学研究者技術者集団

〒555-0024 大阪市西淀川区野里3丁目6-8

E-mail shin-yakugaku@tea.ocn.ne.jp

(有)大阪ファルマプラン・あおぞら薬局 気付

郵便振替口座 01090-8-16463

TEL 06-6477-8080 (担当 稲垣) FAX 06-6477-8082

URL <http://pha.jp/shin-yakugaku/>

医師法に「疑義照会」について明記を求める要望書

新薬学者集団では、2012年7月24日付けで厚生労働大臣宛に下記の要望書を提出しました。

厚生労働大臣
小宮山洋子 様

医師法に「疑義照会」について明記を求める要望書

2012年7月24日
新薬学研究者技術者集団
代表 早川浩司

要望事項

医師法に、「医師は、その公布した処方せんに関し、薬剤師から疑義の照会があった場合には、これに適切に対応しなければならない」と明記するよう要望します。

要望理由

薬剤師が医師の発行した処方せんを主に薬学的観点から吟味し、疑義があれば照会する「疑義照会」は、医薬品の適正使用において欠かせない業務です。そこでは処方医との円滑な相互コミュニケーション、協働が非常に重要です。

薬剤師法第24条(処方せん中の疑義)は、「薬剤師は、処方せん中に疑わしい点があるときは、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師に問い合わせ、その疑わしい点を確認

目次

□医師法に「疑義照会」について明記を求める要望書	105	□資料紹介：安くて良い薬を患者に	藤竿伊知郎	117
□日本のTPP参加に反対する声明	106	□ミニゼミ：薬剤師のフィジカルアセスメント	中川直人	121
□シンポジウム報告：チーム医療・CDTM、在宅医療を めぐる状況と薬剤師職能 寺岡章雄	107	□話題：医薬品副作用患者直接報告制度の試行	遠藤浩良	122
□1948年京都・鳥根ジフテリア予防接種禍事件 (その4) 栗原 敦	112	□第2回運営委員会報告		124